

○別府市総合体育館管理規則

令和 3 年 3 月 3 1 日

規則第 5 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 3 9 年別府市条例第 1 5 号。以下「条例」という。）第 1 8 条の規定に基づき、別府市総合体育館（以下「体育館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設区分)

第 2 条 体育館は、次に掲げる施設に区分する。

- (1) メインアリーナ
- (2) サブアリーナ
- (3) 会議室
- (4) ミーティング室
- (5) ランニングコース
- (6) トレーニング室
- (7) 駐車場

(使用優先の特例)

第 3 条 市長は、体育の振興のため、次に掲げる行事について、体育館の使用を優先して許可することができる。

- (1) 中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が主催する行事
- (2) 別府市（以下「市」という。）又は別府市教育委員会（以下「委員会」という。）が主催する行事
- (3) その他市長が特に必要と認める行事

2 市長は、前項の規定により体育館の使用を優先して許可しようとするときは、同項各号に掲げる行事を主催する者とその使用に係る日程の調整を行う会議を開くことができる。

(使用の申請及び許可)

第 4 条 体育館の専用使用の許可を受けようとする者は、その使用しよう

とする日前1か月から3日までの間に、総合体育館使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項各号に掲げる行事について、優先して使用の許可を受けようとする場合は、毎年2月末日までに翌年度の年間計画表などの書面を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合で、体育館の専用使用を許可する決定をしたときは、総合体育館使用許可書（様式第2号）を当該申請をした者に交付するものとする。

3 市長は、第1項本文に規定する期間経過後に同項本文に規定する申請があったときは、体育館の使用に支障がない限り、申請の順序に従い前項の規定に準じて許可することができる。

4 第1項本文の規定にかかわらず、第2条第1号から第4号までに掲げる施設の専用使用の許可を受けようとする者（同項ただし書の規定により許可を受けようとする者を除く。）は、同項本文に規定する期間に、当該許可に係る申請を電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と当該申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用して行うことができる。

5 前項の場合において、市長は、専用使用の許可をしたときは、第2項の規定にかかわらず、その旨を電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

（使用料の減免等）

第5条 別府市使用料の徴収に関する条例（昭和39年別府市条例第19号）第8条第1項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、総合体育館使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用の許可を受けた者が次の各号に掲げる行事等に体育館を使用する場合は、当該各号に定める率により使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市又は委員会が主催する体育行事に使用する場合 100パーセント

(2) 別府市立学校主催の体育行事に使用する場合 100パーセント

(3) 市長が認定する社会体育団体又は委員会が認定する社会教育関係団体の主催する行事等で市長が特に認めた場合 50パーセント

(4) 市又は委員会が共催する体育行事に使用する場合 50パーセント

3 前項各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、同項の規定に準じて使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第6条 既納の使用料の全部又は一部を還付することができる事由は、次のとおりとする。

(1) 市長が使用の許可を取り消したとき。

(2) 災害その他特別の事情により使用することができないとき。

2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、総合体育館使用料還付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第7条 体育館の使用の許可を受けた者は、条例で定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を受けずに体育館内において、物品の販売、広告宣伝その他これらに類する営利行為をしないこと。

(2) 許可を受けずに壁、窓、柱等に張紙をし、又は釘類を使用しないこと。

(3) 暴力その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) その他係員の指示に従うこと。

(指定管理者による管理)

第8条 条例第15条第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合の体育館の使用の許可に関する手続については、第3条及び第4条の規定にかかわらず、指定管理者が市長の承認を受けて別に定め

るところによる。

（委任）

第 9 条 この規則に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

総合体育館使用申請書

				年 月 日	
別府市長				あて	
				住 所 氏 名 又 は 名 称 及 び 代表者氏名 電 話	
申請者					
次のとおり使用したいので申請します。					
1	使用者(団体)名 (責任者氏名)				
2	使 用 日 時				
3	使 用 目 的				
4	使 用 施 設				
5	使 用 者 の 区 分				
6	入場料徴収の有無 ☐ な い ☐ あ る (最高入場料 税込み1人 円)				
7	特 別 の 設 備 又 は 装 置 ☐ し ない ☐ す る ()				
8	使 用 料 円				
9	そ の 他				
上記申請について次のとおり決定したい。				起案	・ ・
部 長	課 長	係 長	担 当	決裁	・ ・
				施行	・ ・
決 定 区 分		☐ 許可する ☐ 許可しない			
許可の条件					

様式第2号(第4条関係)

総合体育館使用許可書

第 号

1 使用 者	住 所
	氏名又は名称 及び代表者氏名
2 使用 日 時	
3 使用 目 的	
4 使用 施 設	
5 使用 者 の 分 区	
6 入場料徴収の有無	☐ ない ☐ ある（最高入場料 税込み1人 円）
7 特別の設備又は装置	☐ しない ☐ する（ ）
8 使用 料	円
9 条 件	
10 そ の 他	
上記のとおり使用を許可します。 年 月 日 別府市長 印	

様式第3号(第5条関係)

総合体育館使用料減免申請書

別府市長		あて		年 月 日	
		申請者		住所 氏名又は 名称及び 代表者氏名 電 話	
次のとおり申請します。					
1 使用者(団体)名 (責任者氏名)					
2 使用施設					
3 使用日時					
4 使用目的					
5 申請区分		☐ 減額 ☐ 免除			
6 申請理由					
上記申請について次のとおり決定したい。				起 案 ・ ・	
部 長	課 長	係 長	担 当	決 裁 ・ ・	
				施 行 ・ ・	
1 決定区分		☐ 減免する ☐ 減免しない			
2 決定理由		規則第 条 第 項 第 号に該当			
3 減免事項		規定使用料 円	減免する額 円	減免率 %	減免後の使用料 円
4 備考					

様式第4号(第6条関係)

総合体育館使用料還付申請書

					年 月 日	
別府市長		あて				
				住 所 氏 名 又 は 申請者 名 称 及 び 代表者氏名 電 話		
次のとおり申請します。						
許 可 番 号						
許 可 年 月 日						
使用を取り止め ようとする理由						
既 納 の 使 用 料		円				
上記申請について次のとおり決定したい。				起案 ・ ・		還付率 %
部 長	課 長	係 長	担 当	決裁 ・ ・		
				施行 ・ ・		還付金額 円
決 定 区 分		☐ 還付する ☐ 還付しない				
備 考						

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 2 号（第 4 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）